

愛媛労働局発表 令和7年10月31日

【照会先】

扣 当 愛媛労働局 労働基準部 監督課 ○監督課長 加藤健太 主任監察監督官 水田 雅彦 電話089(935)5203

長時間労働が疑われる事業場に対する 今和6年度の監督指導結果を公表します

愛媛労働局では、このたび、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基 準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。【別添資料参

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超え ていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求 が行われた事業場を対象としています。

対象となった 343 事業場のうち、147 事業場(42.9%)で違法な時間外労働を確認した ため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり 80 時 間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、85 事業場(違法な時間外労働があ ったもののうち 57.8%) でした。

愛媛労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【**監督指導結果のポイント**】(令和6年4月~令和7年3月)

(1)監督指導の実施事業場:

343 事業場

(2)主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの:

147 事業場 (42.9%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:

85 事業場 (57.8%)

うち、月 100 時間を超えるもの:

42 事業場 (28.6%)

うち、月 150 時間を超えるもの:

8事業場 (5.4%)

うち、月200時間を超えるもの:

1事業場 (0.7%)

賃金不払残業があったもの:

19 事業場 (5.5%)

過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 105事業場 (30.6%)

(3)主な健康障害防止に係る指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの:

166 事業場 (48.4%)

労働時間の把握が不適正なため指導したもの:

47 事業場 (13.7%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和6年4月から令和7年3月までに、343事業場に対し監督指導を実施し、315事業場 (91.8%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働が あったものが147事業場、賃金不払残業があったものが19事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが105事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

| | | E6 +0 +1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | <u> </u> | = | 主な違反事項別事業場数 | | | |
|---------------|-------------|--|------------------------|----------------|----------------|------------------|--|--|
| | | 監督指導実施 事業場数 | 労働基準関係法令違 反があった事業場数 | 労働時間 (注3) | 賃金不払残業 (注4) | 健康障害防止措置 (注5) | | |
| 合計 (注1, 2) | | 343 (100%) | 315 (91.8%) | 147 (42.9%) | 19 (5.5%) | 105 (30.6%) | | |
| | 商業 | 54 (15.7%) | 50 | 26 | 2 | 23 | | |
| | 製造業 | 67 (19.5%) | 56 | 21 | 3 | 18 | | |
| ı + | 保健衛生業 | 58 (16.9%) | 54 | 20 | 2 | 9 | | |
| 主な業種 | 接客娯楽業 | 29 (8.5%) | 29 | 17 | 2 | 18 | | |
| 種 | 建設業 | 28 (8.2%) | 23 | 10 | 2 | 5 | | |
| | 運輸交通業 | 61 (17.8%) | 59 | 43 | 4 | 15 | | |
| | その他の事業 (注6) | 21 (6.1%) | 21 | 5 | 1 | 8 | | |

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を 超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働 の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

| 合計 | 1~9人 | 10~29人 | 30~49人 | 50~99人 | 100~299人 | 300人以上 |
|-----|---------|---------|---------|--------|----------|--------|
| 343 | 83 | 160 | 41 | 24 | 26 | 9 |
| 343 | (24.2%) | (46.6%) | (12.0%) | (7.0%) | (7.6%) | (2.6%) |

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

| 合計 | 1~9人 | 10~29人 | 30~49人 | 50~99人 | 100~299人 | 300人以上 |
|-----|-------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 343 | 55 | 101 | 56 | 40 | 48 | 43 |
| | (16%) | (29.4%) | (16.3%) | (11.7%) | (14%) | (12.5%) |

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況 監督指導を実施した事業場のうち、166事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する 医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

| | | | 指導事 | 項(注1) | | |
|--------|------------------|---|-------------------------|-----------------|------------------------------------|---|
| 指導事業場数 | 面接指導等の 実施(注2) | 長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3) | 月45時間以内 への削減 (注4) | 月80時間以内 への削減 | 面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5) | ストレスチェック制 度を含むメンタル ヘルス対策に関 する調査審議の 実施 |
| 166 | 61 | 39 | 37 | 126 | 7 | 6 |

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずる こととした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、47事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

| | 指導事項(注1) | | | | | | |
|--------|-----------------------------------|---------|--------------------------------|--|------------------------|-------------------------------|--|
| | | 自 | 己申告制による場 | 合 | | | |
| 指導事業場数 | 始業・終業時刻の 確認・記録(ガイド ライン4(1)) | 自己申告制の説 | 実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・ェ) | 適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン4(3) オ) | 管理者の責務(ガ イドライン4(6)) | 労使協議組織の 活用(ガイドライン 4(7)) | |
| 47 | 38 | 0 | 9 | 1 | 0 | 0 | |

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった147事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、85事業場で1か月80時間を、うち42事業場で1か月100時間を、うち8事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

| 監督指導実 施事業場数 | 労働時間違 | 80時間以下 | 80時間超 | | | |
|----------------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 10 10 10 | 反事業場数 | | | 100時間超 | 150時間超 | 200時間超 |
| 343 | 147 | 62 | 85 | 42 | 8 | 1 |

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、29事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、161事業場でタイムカードを基礎に確認し、52事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、13事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、61事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

| | 自己申告制 | | | |
|----------|--------------------------------------|----|----|--------|
| 使用者が自ら現認 | 者が自ら現認 タイムカードを基礎 ICカード、IDカードを基礎 PCの使 | | | (注2,3) |
| 29 | 161 | 52 | 13 | 61 |

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。